

業 務 仕 様 書

1. 業 務 名 指定史跡等除草委託
2. 業 務 場 所 馬越長火塚古墳、前芝燈明台、東田古墳、稻荷山1号墳、磯辺王塚古墳
石碑
3. 業 務 期 間 令和7年7月1日～令和7年10月31日
4. 業 務 内 容 国史跡馬越長火塚古墳および県史跡前芝燈明台・東田古墳・稻荷山1号
墳・磯辺王塚古墳石碑の除草。詳細は下記の通り

- (1) 作業の範囲

馬越長火塚古墳	2,002 m ²
前芝燈明台	17 m ²
東田古墳	600 m ²
稻荷山1号墳	400 m ²
磯辺王塚古墳石碑	10 m ²
- (2) 作業の回数

馬越長火塚古墳	2回（実施月：7・10月）
前芝燈明台	2回（実施月：7・10月）
東田古墳	1回（実施月：8月）
稻荷山1号墳	1回（実施月：8月）
磯辺王塚古墳石碑	4回（実施月：7・8・9・10月）
- (3) 片付処理 すべて上記敷地外へ搬出の上処分すること。

5. 成果品 業務記録簿あるいはこれに準じる作業記録を提出すること。

6. 安全対策

- (1) 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
- (2) 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発

注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。

- (3) 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告すること。
- (4) 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- (5) 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- (6) 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- (7) 建設工事保険等の加入について
 - ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - ・保険契約後は証券の写しを提出すること。業務に際しては、豊橋市教育委員会と協議の上、周辺への安全確保に配慮して行うこと。

※ 「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。